

大和市告示第67号

大和市中小企業融資制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大木 哲

大和市中小企業融資制度要綱の一部を改正する要綱

大和市中小企業融資制度要綱（平成21年大和市告示第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱は」の次に「、大和市企業活動振興条例（平成30年大和市条例第 号）第3条に規定する基本理念にのっとり」を、「中小企業者等」の次に「及び小規模企業者」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 小規模企業者 中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までのいずれかに該当する者をいう。

別表第1大和市中小企業事業資金の項中

15,000,000円
5,000,000円

を

「

15,000,000円

」に改め、同項に次のように加える。

大和 市小 口零 細企 業資 金	市内で1年以上継続して同	運転資金 又は設備 資金	20,000,000 円（ただし、既存の信 用保証協会の保証付融 資残高（根保証におい ては融資極度額）を含 むものとする。）	7年以内	1年以内
	一事業を営んでいる小規模 企業者（個人にあっては、 1年以上市内に居住してい る者に限る。）			3年以内	6月以内

別表第1大和市起業支援資金の項中「10,000,000円（ただし、これから起業等を行う場合は自己資金と同額までとする。）」を「20,000,000円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 大和市中小企業事業資金全体の融資限度額は、1者につき30,000,000円とする。

- 2 大和市中小企業事業資金と大和市中小企業緊急支援資金とは、併用できるものとする。
- 3 大和市小口零細企業資金については、神奈川県信用保証協会による小口零細企業保証制度の信用保証を付するものとする。

別表第2大和市中小企業事業資金の項中「及び大和市中小企業振興資金」を「、大和市中小企業振興資金及び大和市小口零細企業資金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(大和市小口零細企業資金融資制度要綱の廃止)

- 2 大和市小口零細企業資金融資制度要綱（平成20年大和市告示第224号）は、廃止する。